平成２９年（フ）第２８３号
函館市桔梗４丁目６番21号
債務者　齊藤　貴秀
1　決定年月日時　平成29年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第２９２号
北海道亀田郡七飯町鳴川３丁目15番１―101号　Ａｇｅ35
債務者　菊谷　有祐
1　決定年月日時　平成29年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第１７０号
岡山県倉敷市西阿知町370番地１　雇用促進住宅１―202
債務者　多賀ひとみ
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第５５号
熊本県八代市坂本町百済来下3783番地
債務者　淵上　浩二
1　決定年月日時　平成29年11月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２９年（フ）第８０号
北海道北見市中ノ島町２丁目１番５―28号
債務者　奥山　啓子
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２９年（フ）第２２７号
北海道旭川市９条通１丁目1485番地の52　嶋マンションＤ―１
債務者　山口　貞子
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月10日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４６９３号
大阪府交野市藤が尾２丁目８番２棟506号、前住所大阪府枚方市桜丘町28番39―４号
債務者　安達　正美（旧姓村上）
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４６０号
栃木県芳賀郡芳賀町大字下高根沢3919番地414　コーポ里川５号室、前住所栃木県芳賀郡茂木町大字小井戸30番地　桔梗荘６号室
債務者　豊田　　茂
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月８日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第３９２号
栃木県さくら市氏家3509番地88
債務者　内田　弘之
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月１日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第４１８号
栃木県宇都宮市上野町6072番地　県営うえの住宅６号棟15号室
債務者　別井　光男
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月８日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第４３８号
栃木県宇都宮市陽南２丁目４番24号　ヴェルデ陽南201、前住所栃木県宇都宮市簗瀬３丁目２番５号　サン・アヴニール103号
債務者　古口　正夫
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月８日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第４３９号
栃木県宇都宮市一ノ沢町261番地６　田村貸家、前住所栃木県大田原市新富町１丁目４番４号　プルニエ202号
債務者　小林　裕子
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月８日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第３５７号
岡山市北区野田５丁目15番11号
債務者　渡邉　道義
1　決定年月日時　平成29年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月10日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９５号
栃木県栃木市大平町真弓815番地３
債務者　菅沼　芳雄
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月12日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

破産手続廃止

平成２９年（フ）第１０９号
沖縄県宜野湾市大謝名１丁目２番１―402号　レジデンスひまわり
破産者　亡下里良祐相続財産
1　決定年月日　平成29年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第１０３号
山形県天童市大字干布552番地
破産者　有限会社石川精密
1　決定年月日　平成29年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部